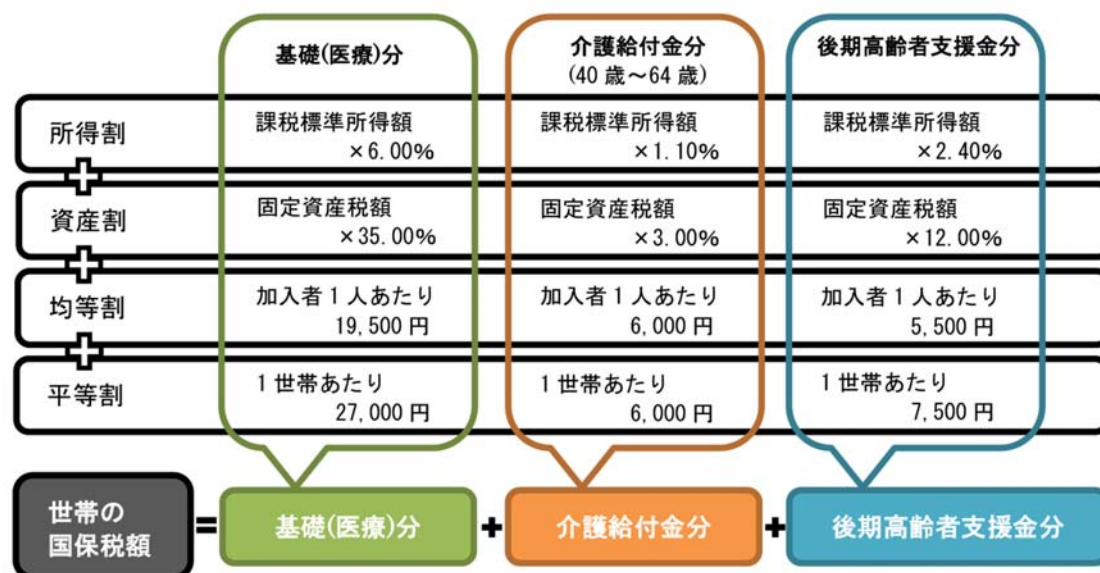


国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、日高町においても国民健康保険税(国保税)が改正されました。

●国保税の算出方法

国保税は「基礎(医療)分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出します。



●改正の概要

今回の改正の要点は、「基礎課税額の限度額の引き上げ」と「軽減制度の対象者の拡大」です。

①基礎課税額の限度額の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、基礎(医療)分の限度額を2万円、介護給付金分の限度額を1万円引き上げました。

区分	改正前	改正後	引き上げ額
基礎(医療)分	61万円	63万円	2万円
介護給付金分	16万円	17万円	1万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円	据え置き
合計限度額	96万円	99万円	3万円

②軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

軽減の割合	基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	33万円(据え置き)
5割軽減	33万円 + 28万円 × 被保険者数	33万円 + 28万5千円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 51万円 × 被保険者数	33万円 + 52万円 × 被保険者数

●お問い合わせ先

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、 保険税(料)が減免となります。

【保険税(料)の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税(料)を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
⇒ 保険税(料)の一部を減額

※保険税(料)が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- 注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○保険税(料)の減免額は、減免対象保険税(料)額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象保険税(料)額(A×B/C)

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税(料)額(※)
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた減免割合(D)

300万円以下の場合	：全部(10分の10)
400万円以下の場合	：10分の8
550万円以下の場合	：10分の6
750万円以下の場合	：10分の4
1,000万円以下の場合	：10分の2

※令和元年度分および令和2年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかるものが対象です。

【お問い合わせ先】 日高町役場 税務課 課税グループ 電話：01456-2-6184
日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話：01456-2-6561

◆◆◆新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について◆◆◆

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一定程度の収入が減少した第1号被保険者の方は、申請により介護保険料が減免になる場合があります。

減免対象者

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の(ア)、(イ)全てに該当する場合

【要件】(ア)～(イ)は、すべて世帯の主たる生計維持者について

(ア)事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること。

(イ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

減免額

令和元年度分および令和2年度分の介護保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものです。

減免割合

- ・ 減免対象者の①に該当する場合…全額免除
- ・ 減免対象者の②に該当する場合…対象保険料の減額又は減免

【お問い合わせ先】 日高町役場 保険年金課 01456-2-6561